

令和5年3月14日

請 願 文 書 表

議 会 運 営 委 員 会

請願番号	13	受理年月日	元 . 12 . 3
件名	神奈川県議会「政務活動費の指針」に政務活動と他の活動が混在する場合のあん分率の基準と上限を決め、按分方法（例）として私的活動を含めた合理的な目安を例示することを求める請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや	
<p>1 請願の要旨</p> <p>指針のP3のⅢの2「政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針」に記載してある按分方法（例）を私的活動を含めた幾つかの具体的事例に分けて、判り易い<sup>わか</sup>あん分の<sup>やす</sup>目安と上限を示した按分方法（例）に改める。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>現行のあん分は会派及び議員の活動実態から自己申告したものであり、議員の主観に左右されやすく、客観性に欠ける。私的活動が混在する場面がありうるが、現行の「政務活動費の指針」のあん分方法の例には私的活動が含まれておらず参考にならない。</p> <p>また、事務所のなかには政務活動費を充当していない事務所や後援会と共有している事務所もあるが、使用実態が不明で光熱費のあん分率が議員の主観に委ねられており、客観性に欠ける。</p> <p>さらに、交通費の車両リース代のあん分率では、混在する活動の利用割合や理由が不明で、議員の使用実感だけで判断するのは客観性に欠けるものであり、タクシー代やガソリン代についても私的活動が含まれている場合があり、あん分率を判断した理由や根拠が明記されておらず妥当性が確認できない。</p> <p>以上の理由から、「指針」を見直し、私的活動を含めて客観的で分かりやすいあん分の目安と上限を示してほしい。</p>			

請願番号	19	受理年月日	2018
件名	ネット公開された政務活動費を閲覧する際、議員名で検索することができ、使用した支出伝票を閲覧できるようにする事を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや		
<p>1. 請願の要旨</p> <p>政務活動費のネット公開にあたって、議員毎<small>ごと</small>に使用した支出伝票が閲覧出来るようにして欲しい。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>私達有権者<small>たち</small>は県議会議員選挙で貴重な一票を一人の議員に投票しており、政務活動費は選挙によって選ばれた議員の調査研究等の経費として交付されている。</p> <p>交付する際の便宜上会派に一括して支給されているが、実際に使用しているのは個々の議員であり、県民には議員がどのように政務活動費を使用したか詳細を知る権利がある。すでにネット公開が実施されている他府県では、議員毎<small>ごと</small>に検索して政務活動費の支出伝票を閲覧できるようになっている。</p> <p>神奈川県議会でもネット公開に当たって現行の支出伝票の様式を見直し、県民に対して透明性のある情報公開の在り方を連絡会で検討して早期にネット公開を実施して下さい。</p>			

請願番号	33	受理年月日	3 . 6 . 23
件名	政務活動費の事務所費について賃貸借契約書のコピーを証拠書類として支出伝票に添付することを求める請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		君嶋 ちか子 大山 奈々子 上野 たつや	
<p>1 請願の趣旨</p> <p>政務活動費から事務所費が支出されています。</p> <p>現在証拠書類として添付されている事務所台帳には、所在地・床面積・賃貸料・契約期間・貸主借主が記載されているだけで、詳細は伝票の備考欄に簡単に記入されています。支出伝票によると礼金や更新料等が含まれた物件であったり、光熱費・管理費等が含まれた物件であったり、駐車場付き物件や土地の賃貸借契約であったりと使用状況は多種多様です。</p> <p>県民により分かりやすく政務活動費の透明性を高めるために、事務所台帳に代わって議員が保管している賃貸借契約書のコピーを添付することを請願します。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>政務活動費から支出する事務所の使用形態は議員個人が政務活動専用を使用するケースの他、後援会との共用や複数議員で共用するなど多種多様です。また、駐車場として3～4台分を借りているものもあります。賃貸料は月4万から23万円までと幅が大きく、按分率も30%～100%と様々ですが、賃貸料の上限や按分率の根拠となる規定も不明です。さらに光熱費や管理委託費等が契約に含まれているのかも判然としません。</p> <p>現在では立地条件や使用状況はインターネットでも確認できますが、契約内容については現在の支出伝票と事務所台帳からはよく分からないものもあります。</p> <p>事務所台帳よりも政務活動費の指針で議員保管となっている賃貸借契約書のコピーを添付する方が有権者にとって分かりやすく透明性があると思います。ご検討をお願いします。</p>			

請願番号	43	受理年月日	4 . 6 . 22
件名	請願・陳情の採決に対して審議した委員会で会派は審査の結果と共にその理由を述べることを求める請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子</p>	
<p>1 請願趣旨</p> <p>請願・陳情は県民が選挙と共に県政に参加できる貴重な機会である。請願法第5条は、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と定めており、国民の参政権的権利として保障されている。しかしながら、請願・陳情を会派に持ち帰り検討した結果を審議する際に、会派が結論に至った理由に触れず結論だけを述べて採決される場面が少なくない。</p> <p>情報公開と説明責任は民主政治の根幹をなすものであり、請願や陳情に対しても各会派がその結論に至った理由をきちんと請願者に説明することが「請願を誠実に処理する」という請願法の主旨から要請されるものと考えられる。</p> <p>請願の審査においては、会派はそれぞれ検討結果と共に結論に至った理由や考えを明らかにして欲しい。</p> <p>2 請願理由</p> <p>請願・陳情の採決の際、会派ごとに検討した結果について議会運営委員会では「採択・不採択」あるいは「了承・不了承」で採択されるが、その際なぜそのような結論になったのかという理由が全く示されず結論だけを述べる場面が多く見受けられる。県民からの請願・陳情に対する会派の考え方や検討の内容が伝わらず、請願者にたいして説明責任を果たしているとはいえない。</p> <p>県下の地方議会でも例えば藤沢市などでは、陳情の結果についての陳情者への通知の中で審査結果についての理由を明記しており、議事録も公開されており審議内容を知ることができる。</p> <p>審議の結果と共にその理由を明らかにすることは、民主主義の基本である。と同時に、請願・陳情を単に要望や願望を述べる場ではなく、個別的課題についての住民による政策提言としての役割を担うものとして充実させていくことが地方自治の発展に役立つものと考えられる。</p> <p>会派は審議結果と共に結論に至った理由についても明らかにして欲しい。</p>			